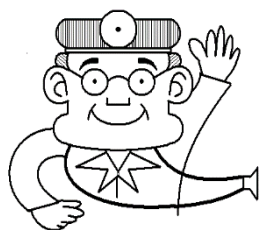


# 第21回 出前“いのち”を考える会 in 洲本(通算第192回)報告



## —聴覚障害者の医療を考える会—

2023年9月2日(土) 13時30分～15時30分

洲本市総合福祉会館

参加者36名(うち聴覚障害者17名)

テーマ:「保険証廃止でどうなるの?」

講師: かわにし としお 川西 敏雄 先生(歯科医師, 兵庫県保険医協会参与)










第192回は、年に1度の出前“いのち”として洲本市で開催しました。諸事情により急遽テーマが変更になりましたが、36名の参加者があり嬉しく思います。地域班の皆さまの協力により、スムーズに進行できたことに感謝します。

講演が始まるまでの短い時間に、血圧測定と医療相談をすることができ、行事の際の医療班コーナーだけでなくもいいのだと気づかされました。

保険証廃止によりトラブルや悪影響をうみだすような、そんな政治家を選んでいるのは私たち国民であるので、選挙に行き、きちんとした政治家を選ぶことが大事だと熱弁されました。

### ●マイナンバーカードでできること(デジタル庁の広報ページより)

<p><b>本人確認書類として使える!</b></p> <p>マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK! 他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます!</p> 	<p><b>コンビニで各種証明書が取得できる! ※1 ※2</b></p> <p>忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。</p> 
<p><b>健康保険証としても使える! ※3</b></p> <p>本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。</p> 	<p><b>給付金の受け取りがスマートに!</b></p> <p>公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。</p> 
<p><b>オンラインで行政手続きができる! ※1 ※4</b></p> <p>確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。</p> 	<p><b>新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる!</b></p> <p>日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。 <small>※アプリに対応しているスマートフォンが必要です ※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です</small></p> 
<p><b>便利な「マイナポータル」が使える! ※1 ※4</b></p> <p>ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。</p> 	<p><b>民間のサービスにも拡大中! ※4</b></p> <p>各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。</p> 

## ●マイナンバーとマイナンバーカードの違い

	マイナンバー	マイナンバーカード
位置づけ	・ 社会保障と税の番号制度 ・ 全国民への付与は「 <b>強制</b> 」	・ 国民の ID 制度 ・ 国民が「 <b>任意</b> 」で取得
内容	・ 12ケタの番号	・ 以下の3点を含むカード ① マイナンバー ② 電子証明書 (ICチップ内) ③ 空き領域 (ICチップ内)
目的	・ 行政のデジタル化	・ マイナンバー使用時の電子証明書による本人確認 ・ 個人情報の幅広い収集・提供
適用範囲	・ 3分野 (社会保障・税・災害対策) に限定	・ ICチップを用いて、他分野 (医療や銀行口座) へ次々と活用

## ●医療機関では、オンライン資格確認システムの導入で混乱が起きている

2023.7.16 時点で

保健医療機関・薬局全体の 85.4%が準備を完了し運用を開始しているが、医療現場は混乱している。なぜか？

- ・ マイナンバーカードを使っての資格確認のためには、患者自身が端末を操作する必要がある。医療機関のスタッフは通常業務に加えて、その補助も行わなければならない。
- ・ 資格確認の導入済医療機関のうち、6割以上でトラブルが発生していることが明らかになった。(保険者情報が正しく反映されていない、他人の情報に紐付けされている、など)

トラブルを回避するために、結局従来の健康保険証を用いて資格確認をしている施設が大半である。

このような状況にもかかわらず保険証が廃止されれば、保険証による資格確認ができず、医療機関でさらなる混乱が予想される。

## ●障害福祉の現場でも、大混乱が起きている

- ・ 全盲などの病気のために黒目が無い人でも、黒目が写っていないことを理由に、マイナンバーカード用の写真の撮り直しをさせられた。
- ・ 不随意運動 (意思とは関係なく体が動いてしまう) により、医療機関で顔認証をする際にエラーとなり、受診ができない。
- ・ マイナンバーカードの申請時、顔写真の背後に、車椅子のヘッドレスト (頭を支える部分) が写っていたことが理由で申請を却下された。

## ●混乱は介護の現場でも！

介護施設では、利用者がいつでも医療機関を受診できるように、保険証をあずかっているところもある。

それが廃止されてマイナンバーカードになれば、到底預かって管理できるようなものではない！カードや暗証番号を紛失してしまった際の責任が重たすぎる、責任が持てない。どうすればよいのか？



●では・・・マイナンバーカードを持たせる真の目的は??

①資産の把握と社会保障負担増

例) 土地を持っているなどの情報をきっちり把握される → 税金をとられる

②ビジネスチャンスの拡大、公的医療保険への民間事業者の参入

例) 公的な医療・健康情報を民間事業者に提供する

→フィットネス事業者から運動不足の改善をするようにサービスの利用をすすめられたり、飲食業者から食生活改善のメニューをすすめられたりする。

③新たな利権構造、企業の受注、天下りと献金

例) マイナンバーカードに関与する企業と、財界や政府がつながると、政府の人間はそれらの企業に天下りも可能

一つの道具を誰が使うのかによって大きく変わる。

使う人がきちんと国民のために使ってくれるのならよいのだが・・・

そうでないなら国民の負担が増えるだけ。

●資格確認書??

マイナンバーカードの取得が難しい人、持たない人には、「資格確認書」を無償で交付すると言っている。有効期限は最長5年。

現在の紙の保険証と何が違うのか? 保険証廃止の必要性とは??

**政治を動かすのは国民です！**  
**選挙に行き、国民のために動いてくれる政治家を正しく選ぼう！**

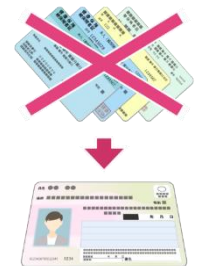
●講演後の質疑応答より

(ろう者の質問)

Q. 保険証が廃止されると、重度障害者の公費の券（福祉医療）はどうなるのか?

A. 厚生労働省や自治体が管理の、前期高齢者・後期高齢者の保険証は廃止されるが、福祉医療費受給者証は残ります。

今年6月の国会審議では、保険証を廃止するための10個のルールを決めている。そのうちの1つが『自治体に負担をかけない』なのだが、すでにそのルールが壊れかけているという問題がある。



Q. 病院に行ったときは、マイナンバーカードと福祉医療費受給者証をどちらも提出するのか?

A. そういうことでOKのはずなのだが・・・マイナンバーカードでの資格確認にはトラブルが多いので、現在は保険証を持って行くようにしてください。

(健聴者の質問)

Q. 国民健康保険の方のマイナンバーカードにはトラブルが少ないが、社会保険の方ではトラブルが多いと聞く。その理由が、国民健康保険は市として情報を持っているので、そのままマイナンバーカードにつながるから。社会保険はそうではないから、ということについて、どう考えるか？

A. 市の担当者の返答を伝えます。

その通りであるが、どこの保険者がやるとしても人の手がかかることであり、国民健康保険のほうでトラブルがおこらないわけではない、引っ越ししたときにはその情報がマイナンバーカードに反映されづらいこともある。



地域班の皆さま、ありがとうございました